

令和5年12月26日判決言渡

令和5年（行ケ）第10044号 審決取消請求事件

口頭弁論終結日 令和5年10月27日

判 決

5

原 告 株 式 会 社 セ イ コ ン

同訴訟代理人弁理士 重 信 和 男

石 川 好 文

10

林 道 広

秋 庭 英 樹

被 告 マ ト ヤ 技 研 工 業 株 式 会 社

15

同訴訟代理人弁護士 永 友 郁 子

竹 村 圭 介

崎 田 健 二

石 川 達 満

衛 藤 弘 明

20

主 文

1 原告の請求を棄却する。

2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 原告の求めた裁判

25

特許庁が、無効2022-800046号事件について令和5年3月17日にした審決を取り消す。

第2 事案の概要

本件は、特許無効審判請求を不成立とした審決の取消訴訟であり、争点は、進歩性欠如の無効理由の有無である。

1 特許庁における手続の経緯（弁論の全趣旨）

5 (1) 被告は、発明の名称を「食用畜肉塊の除毛装置」とする発明に係る特許（特許第6015941号。以下「本件特許」という。）の特許権者である。本件特許は、実用新案登録第3177183号に基づいて特許法46条の2第1項により平成25年1月18日に特許出願がされ（原出願日：平成24年3月26日、優先日：平成24年2月7日、優先権主張国：日本国）、平成28年10月7日に特許権の設定
10 登録がされたものである（甲13）。

(2) 原告は、令和4年5月31日、本件特許について、無効審判請求をし、特許庁はこれを無効2022-800046号事件として審理した上で、令和5年3月17日、「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決（以下「本件審決」という。）をし、その謄本は、同月27日、原告に送達された。

15 原告は、同年4月25日、本訴を提起した。

2 発明の要旨

本件特許（請求項の数2）の特許請求の範囲の請求項1及び2の記載は次のとおりである（以下、請求項1に係る発明を「本件発明1」、請求項2に係る発明を「本件発明2」といい、両者を併せて「本件各発明」という。）。

20 【請求項1】

豚足等の食肉塊と温水が投入される筒状容器と、この筒状容器内に回転可能に軸支された攪拌体とからなる水槽式除毛装置において、前記筒状容器の内壁が平面視で多角形状に形成されると共に、防錆処理された金属製で且つ少なくともその一部に粗地面又は凹凸が形成されていることを特徴とする食用肉塊除毛装置。

25 【請求項2】

内壁が縞鋼板、エンボス加工板又は波板エキスパンドメタルなど凹凸を有する金

属であることを特徴とする請求項 1 記載の食用肉塊除毛装置。

3 本件審決の理由の要点

(1) 引用発明等

ア 甲 1（仏国追加特許発明第 2 1 1 2 6 8 9 号明細書）には、次の発明（以下
5 「甲 1 発明」という。）が記載されている。

「牛、子牛および羊の足ならびに子牛の頭と温水が投入される、排出管 9 を備えた筒状タンク 7 と、この筒状タンク 7 内に回転可能に軸支され、足または頭部を誘導かつ反転する突起部 2 6 が設けられた、穴 2 7 を含むプレート 5 とからなる脱毛装置において、前記筒状タンク 7 の内壁が平面視で円形状に形成されると共に、金属製で且つエンボス加工された鋼板 2 8 である動物の足または頭部の脱毛装置。」
10

イ 甲 2（実願昭 6 1－7 7 5 6 7 号（実開昭 6 2－1 8 9 0 8 3 号）のマイクロフィルム）には次の事項（以下「甲 2 記載事項」という。）が記載されている。

「平面視で四角形である洗濯機漕内面の全体を波形状構造とし、洗濯漕内のかくはん水流に依り攪拌される洗たく物が波形状構造にこすられ漕内を循環すること。」
15

ウ 甲 3（特開 2 0 0 7－8 9 4 9 1 号公報）には、次の事項（以下「甲 3 記載事項」という。）が記載されている。

「ハチノスのひだ内部まで確実に洗浄を可能とするハチノス洗浄機の円筒型水槽 1 の内部に、回転する低い円錐型回転円板 2 の上に中心軸と 4 枚の回転羽根 3 を配置し、更に円筒型水槽 1 側面には連続した等辺三角山形の側板 4 を配置し、かつ、円筒型水槽 1 内部の材質を S U S 製とすること。」
20

(2) 本件発明 1 の進歩性について

ア 本件発明 1 と甲 1 発明の対比

両者を比較すると、「動物の部位と温水が投入される筒状容器と、この筒状容器内に回転可能に軸支された攪拌体とからなる除毛装置において、筒状容器の内壁が金属製で且つ少なくともその一部に粗地面又は凹凸が形成されている、動物の部位の除毛装置。」である点で一致し、以下の相違点 1～4 で相違する。
25

(相違点 1)

「動物の部位」が投入される「動物の部位の除毛装置」に関して、本件発明 1 は、「豚足等の食肉塊」が投入される「食用肉塊除毛装置」であるのに対し、甲 1 発明は、「牛、子牛および羊の足ならびに子牛の頭」が投入される「脱毛装置」である点。

5 (相違点 2)

除毛装置が、本件発明 1 においては、「水槽式」であるのに対し、甲 1 発明においては、水を溜め得る構成であるか明らかではないため、水槽式か否か不明な点。

(相違点 3)

筒状容器の内壁が、本件発明 1 においては、「平面視で多角形状に形成される」の
10 に対し、甲 1 発明においては、「平面視で円形状に形成される」点。

(相違点 4)

筒状容器の金属製の内壁が、本件発明 1 においては、「防錆処理された」ものであるのに対し、甲 1 発明においては、「防錆処理された」ものであるか不明である点。

イ 相違点について

15 (ア) 相違点 1

a 本件特許に係る明細書(別紙「特許公報」(甲 1 3) 参照。以下、同明細書と図面を併せて「本件明細書」という。)の記載によると、本件発明 1 の「豚足等の食肉塊」が投入される「食用肉塊除毛装置」とは、体毛が付着した食用畜肉塊の除毛装置であり、豚足はその食用畜肉塊の例示であると認められる。そして、甲 1 発明
20 の「牛、子牛および羊の足ならびに子牛の頭」は、体毛及び肉塊が付着した食用のものと認められるので、相違点 1 は、実質的な相違点ではない。

b 仮に本件発明 1 の「豚足等の食肉塊」が豚足であると限定的に解するとしても、甲 1 発明において、相違点 1 に係る本件発明 1 の発明特定事項のように構成することは、当業者であれば容易に想到し得たことである。

25 (イ) 相違点 2

本件明細書の段落【0 0 1 3】(以下、本件明細書の段落については「段落」の記

載を省略する。また、特に断らない限り、図及び記号は本件明細書の図及び記号を指す。)の「水槽 1 に投入された複数の豚足は、温水をかけながら、若しくは温水に浸漬された状態で攪拌される。」との記載における、「温水をかけながら」との記載は、「温水に浸漬された状態」と対比される形で記載されていることからみて、「温水に浸漬されていない状態」と理解することができる。したがって、本件発明 1 という「水槽式」とは、水を溜め得るもの、すなわち、水が浸漬されている状態とされていない状態のいずれの利用形態も予定されているものと認められる。

一方、甲 1 発明は、タンク 7 に常時温水をかけることにより脱毛を行うものであり、本件明細書でいう「温水をかけながら」の状態に相当するため、水が浸漬されていない状態での利用は予定されていると認められるものの、水が浸漬されている状態で脱毛を行う点については記載も示唆もない。そして、甲 1 発明において、筒状タンク 7 に水が浸漬されている状態で脱毛を行う動機はない。

よって、甲 1 発明を、水を溜め得る「水槽式」とし、相違点 2 に係る本件発明 1 の発明特定事項のように構成することは、当業者といえども容易に想到し得たこととはいえない。

(ウ) 相違点 3

a 甲 2 記載事項の適用による容易想到性

(a) 本件明細書の【0012】の「尚、水槽 1 は必ずしも円筒状である必要はなく、図 4 (a) (b) に示すように、少なくともその内壁面が八角形や六角形といった多角形状であれば、内壁面に粗地面又は凹凸 S を形成してもよいがしなくてもよい。」との記載及び【0014】の「すなわち、水槽 1 に投入された複数の豚足は底部で回転する凹凸状の回転盤 2 によって回動され、水槽 1 の内壁 1 a で摩擦抵抗を受け、内壁 1 a の粗地面や凹凸 S や内角 R の働きで上下動しながら、上から下に潜り込む動きをする。このとき、豚足同士が互いに擦り合って畜毛が抜ける。」との記載からみて、本件発明 1 では、「筒状容器の内壁が平面視で多角形状」であることにより、「攪拌体」による攪拌作用も相まって、食肉塊同士の擦り合いによる除毛効果

をもたらすことを理解することができる。

一方、甲 2 記載事項が、「筒状容器の内壁が平面視で多角形状」である点を開示するとしても、甲 2 記載事項は、洗濯物を洗濯するものであるから、動物の皮膚を除毛する甲 1 発明とは、対象物及びその処理内容が類似しているものでもなく、技術分野も異なるというべきである。したがって、甲 1 発明に甲 2 記載事項を適用する動機はない。

よって、甲 1 発明に対し、甲 2 記載事項を適用し、相違点 3 に係る本件発明 1 の発明特定事項のように構成することは、当業者といえども容易に想到し得たこととはいえない。

(b) 仮に、原告が主張するように、内壁と攪拌体とを有する処理水槽において、内壁の全体形状を多角形状とすることが、甲 3 (内に凸なる多角形)、甲 8 ～ 1 0 (外に凸なる多角形) から従来周知の技術 (以下「周知技術 2」という。) であり、また、処理水槽の内壁を凹凸等の形状として処理対象物に摩擦抵抗を与えることが、甲 4 ～ 7 から従来周知の技術 (以下「周知技術 3」という。) であるとしても、そのことが、甲 1 発明に甲 2 記載事項を適用することができることの証左とはならず、また、甲 3 ～ 1 0 のいずれも、畜肉塊の除毛を行うものでもないから、甲 1 発明と周知技術 2 及び周知技術 3 は、対象物及びその処理が共通するものでなく、技術分野が共通するものでもない。

よって、周知技術 2 及び周知技術 3 (甲 3 ～ 1 0) の存在が、甲 1 発明において、相違点 3 に係る本件発明 1 の発明特定事項とすることの容易想到性を認めるに足りるものとはいえない。

b 甲 3 記載事項の適用による容易想到性

(a) 本件明細書の【0 0 1 2】、【0 0 1 4】の記載によると、本件発明 1 では、「筒状容器の内壁が平面視で多角形状」であることにより、「攪拌体」による攪拌作用も相まって、食肉塊同士の擦り合いによる除毛効果をもたらすことを理解することができる。

一方、甲 3 記載事項が、たとえ「筒状容器の内壁が平面視で多角形状（内に凸なる多角形）」である点を開示するとしても、甲 3 記載事項は、ハチノスのひだ内部を洗浄するものであるから、動物の足または頭部の脱毛をする甲 1 発明とは、対象物及びその処理内容が類似しているものでもなく、技術分野も異なるというべきである。したがって、甲 1 発明に甲 3 記載事項を適用する動機がない。

よって、甲 1 発明に対し、甲 3 記載事項を適用し、相違点 3 に係る本件発明 1 の発明特定事項のように構成することは、当業者といえども容易に想到し得たこととはいえない。

(b) 仮に、原告が主張するように、内壁と攪拌体とを有する処理水槽において、内壁の全体形状を多角形状とすることが、甲 2、8～10（外に凸なる多角形）から従来周知の技術（以下「周知技術 2'」という。）であり、また、処理水槽の内壁を凹凸等の形状とすることが、甲 4～7 から従来周知の技術（以下「周知技術 3'」という。）であるとしても、そのことが、甲 1 発明に甲 3 記載事項を適用することができることの証左とはならず、また、甲 2、4～10 のいずれも、畜肉塊の除毛を行うものでもないから、甲 1 発明と周知技術 2' 及び周知技術 3' は、対象物及びその処理が共通するものでなく、技術分野が共通するものでもない。

よって、周知技術 2'（甲 2、8～10）及び周知技術 3'（甲 4～7）の存在が、甲 1 発明において、相違点 3 に係る本件発明 1 の発明特定事項とすることの容易想到性を認めるに足りるものとはいえない。

(エ) 相違点 4

甲 3 記載事項の S U S がステンレス鋼を意味することは、当業者にとって自明であり、ステンレスが防錆処理された金属であることは、技術常識である。そして、水を用いた処理を伴う筒状容器の内壁を、防錆処理された金属製とすることは、甲 3 記載事項にみられるように、従来周知の技術（以下「周知技術 1」いう。）である。

甲 1 発明も水を用いる筒状容器であるから、甲 1 発明に周知技術 1 を適用し、相

違点 4 に係る本件発明 1 の発明特定事項のように構成することは、当業者であれば容易に想到し得たことである。

ウ 小括

5 以上のとおり、本件発明 1 は、甲 1 発明並びに甲 2 記載事項、甲 3 記載事項、周知技術 1 から 3 まで及び周知技術 2'、3' に基づいて、当業者が容易になし得たものとはいえない。したがって、本件発明 1 に係る特許が、特許法 29 条 2 項の規定に違反してされたものとすることはできない。

(3) 本件発明 2 の進歩性

ア 本件発明 2 と甲 1 発明の対比

10 両者は、前記 (2) アで述べた一致点に加え「内壁が縞鋼板、エンボス加工板又は波板エクスパンドメタルなど凹凸を有する金属である」点で一致し、相違点 1 ～ 4 で相違する。

イ 相違点について

前記 (2) イと同様である。

15 ウ 小括

以上のとおり、本件発明 2 は、甲 1 発明並びに甲 2 記載事項、甲 3 記載事項、周知技術 1 から 3 まで及び周知技術 2'、3' に基づいて、当業者が容易になし得たものとはいえない。したがって、本件発明 2 に係る特許が、特許法 29 条 2 項の規定に違反してされたものとすることはできない。

20 (4) むすび

以上のとおり、原告の主張及び証拠によっては、本件各発明に係る特許を無効とすることはできない。

第 3 原告の主張する取消事由

25 1 取消事由 1 - 1 (甲 1 発明及び甲 2 記載事項に基づく本件発明 1 の進歩性の判断の誤り)

(1) 相違点 2 に係る認定及び判断の誤り

ア 本件審決は、除毛装置が、本件発明 1 では「水槽式」であるのに対し、甲 1 発明では「水を溜め得る構成であるか明らかではない」から「水槽式」か否か不明な点が相違点であると認定した。しかし、本件明細書の【0013】に「水槽 1 に投入された複数の豚足は、温水をかけながら、若しくは温水に浸漬された状態で攪拌される。」と記載されていること等からすると、本件発明 1 における「水槽式」の水槽とは、水を溜めるか、又は溜めないかを選択して使用し除毛を完了することができる除毛装置であれば足り、必ずしも水を溜め得る構成を備える必要はないものと解釈することができる。

そして、甲 1 には、処理対象物に温水をかけながら攪拌処理を行うのに容器として「水槽」(タンク 7) を用いた態様(水を溜めない方式) が記載されている。

そうすると、相違点 2 を相違点として認定した本件審決には誤りがある。

イ 甲 1 には、本件発明 1 における、豚足に温水をかけながら攪拌処理を行うのに容器として「水槽」(タンク) を用いた態様に相当する実施態様(水に浸漬されていない状態での態様) が開示されており、甲 1 発明は本件発明 1 の「水槽式」を備えているから、相違点 2 は実質的な相違点ではない。

(2) 相違点 3 に係る認定及び判断の誤り

ア 本件審決は、甲 1 発明について「筒状タンク 7 の内壁が平面視で円形状に形成される」と認定したが、甲 1 記載の図面(図 1・2) から明らかなように、甲 1 発明の筒状タンク 7 の内壁は、内方に突出する複数の角状の突起部 29 を有する鋼板 28 からなるものであり、その形状は、平面視で内方に突出する角状突起を複数有する略円形状である。

したがって、相違点 3 は、「筒状容器の内壁が、本件発明 1 においては、「平面視で多角形状に形成される」のに対し、甲 1 発明においては、「平面視で内方に突出する突起を複数有する略円形状に形成される」点。」と認定されるべきである。

イ 甲 1 発明と甲 2 記載事項は、共に攪拌による旋回流の生成により処理対象物に水槽の内壁との間に摩擦抵抗を与え、処理(甲 1 発明は除毛、甲 2 記載事項は洗

浄)するものであり、共通する技術分野に属するものといえるので、甲1発明の内面に突出する角状の突起部29を有するタンク7の内壁を、甲2記載事項を適用して平面視多角形状とすることは、必要に応じて当業者ならば容易になし得るものである。

5 また、内壁と攪拌体を有する処理水槽において、内壁の全体形状を円筒形以外の多角形状とすることは従来周知(甲3(連続した等辺三角山形。星形であり、内に凸なる多角形)、甲8～10(正多角形。外に凸なる多角形))であり、また、処理水槽の内壁の表面形状を波型、凹凸形状などとし、処理対象物に摩擦抵抗を与える技術は従来周知(甲4～7)である。そして、このような槽内に生じる回
10 転水流や摩擦抵抗とを利用して処理を促進する技術は周知であり、このような技術が除毛にも効果を発揮することは当業者であれば容易に予測可能である。

(3) 相違点3の認定に関する手続違背

原告は、本件の審判手続において提出した審判請求書及び口頭審理陳述要領書により、甲1発明の筒状容器の内壁の形状について、「タンク7が平面視で内方
15 に突出する突起部29を有する略円形状である」と、再三にわたって主張した。ところが、本件審決は、原告の上記主張を無視し、上記主張が採用されない理由を示すこともなく、誤った認定をした。これは、極めて重大な手続違背である。

2 取消事由1－2(甲1発明及び甲3記載事項に基づく本件発明1の進歩性の判断の誤り)

20 (1) 相違点2に関する認定及び判断の誤り

前記1(1)と同じ。

(2) 相違点3に関する認定及び判断の誤り

ア 相違点3に関する認定の誤りについては、前記1(2)アのとおりである。

イ 甲1発明と甲3記載事項は、共に攪拌による旋回流の生成により食用肉塊な
25 どの処理対象物に水槽の内壁(甲1発明は角状の突起を複数配置した内壁、甲3記載事項は連続した等辺三角山形の側板を配置した内壁)との間に摩擦抵抗を与え、

処理（甲 1 発明は除毛、甲 3 記載事項は洗浄・分離）するものであり、処理対象物から不要物を取り除くという作用・機能が共通するとともに、共通する技術分野に属するものといえるので、甲 1 発明の内面に突出する角状の突起部 29 を有するタンク 7 の内壁を、甲 3 記載事項を適用して平面視多角形状とすることは、必要に応じて当業者ならば容易になし得るものである。

また、内壁と攪拌体を有する処理水槽において、内壁の全体形状を円筒形以外の多角形状とすることは従来周知（甲 2（四角形。外に凸なる多角形）、甲 8～10（正多角形。外に凸なる多角形））であり、また、処理水槽の内壁の表面形状を波型、凹凸形状などとし、処理対象物に摩擦抵抗を与える技術は従来周知（甲 4～7）である。そして、このような槽内に生じる回転水流や摩擦抵抗とを利用して処理を促進する技術は周知であり、このような技術が除毛にも効果を発揮することは当業者であれば容易に予測可能である。

（3）相違点 3 の認定に関する手続違背

前記 1（3）と同じ。

3 取消事由 2（甲 1 発明及び甲 2 記載事項又は甲 3 記載事項に基づく本件発明 2 の進歩性の判断の誤り）

前記 1 及び 2 と同じ。

第 4 当裁判所の判断

1 本件各発明について

（1）本件明細書の記載は、別紙「特許公報」の【発明の詳細な説明】及び各図面のとおりである（甲 13）。

（2）本件各発明の概要

前記（1）の記載によると、本件各発明は、体毛が付着した畜肉塊、例えば、豚足表皮の除毛作業に使用する食用畜肉塊の除毛装置に関するものである（【0001】）。

従来、畜肉の除毛につき、身体部分に対しては大型の除毛機が使用される一方、耳、足、鼻、尻尾等の部位の除毛は人手による擦り合わせ作業による方法が主体で

あったことから、衛生的で確実に除毛することができる除毛装置が嘱望されていたところであるが（【０００２】）、豚足の表皮の畜毛除去に関し、内部に回転羽根が軸支された筒状形水槽の内周面に砥石や固化したセメントのような研磨壁を貼り付け、水槽に投入した豚足の畜毛を、この研磨壁によって擦り切って除毛するという装置
5 （水槽式除毛装置）が提案されているものの（【０００４】）、砥石の継ぎ目に除毛した畜毛が挟まって残留し、清掃してもなかなか装置から取り除くことができないという問題があり、また、砥石やセメントの粉砕粒が食肉に混入するおそれがあり、衛生的とはいえない面があった（【０００４】）。

そこで、本件各発明は、水槽式除毛装置における砥石やセメントの粉砕粒の食肉
10 への混入を確実に防止し、かつ徐毛した畜毛が研磨壁に残留することがなく、清掃が容易で衛生的に除毛処理することができる食用畜肉塊の除毛装置を提供することを目的とし（【０００５】）、本件各発明の構成とすることで、①砥石やセメントのような研磨壁を用いた場合と同様の除毛効果が得られる上に、その粉砕粒が食肉に混入することがなく衛生的で、②砥石の継ぎ目に除毛した畜毛が挟まって残留するこ
15 とがなくなることから清掃が容易である、といった効果を奏するというものである（【０００７】）。

2 引用発明等

（１）甲１発明について（後記（図１）及び（図２～４）は、いずれも甲１の図である。）

ア 甲１の記載

昭和４７（１９７２）年６月２３日に公開された甲１（仏国追加特許発明第２１
1 2 6 8 9号明細書）には次の記載がある。

（訳文２頁「発明の詳細な説明」）

「主特許の２番目の追加特許明細書は、動物の足、特に牛の足をしっかりと洗浄
25 できるように上記装置を改良することを記載しており、この改良によれば、装置はその中央部にたとえば円筒形の要素を含んで、タンクの側壁と共に環状の通路を決

定している。」

「本追加特許明細書の目的は、牛、子牛および羊の足の脱毛ならびに子牛の頭の脱毛に使えるように上記装置を改良することにある。」

「有利には、タンクは、脱毛を改善するようにエンボス加工された鋼板を備える。」

5 (訳文 3 頁)

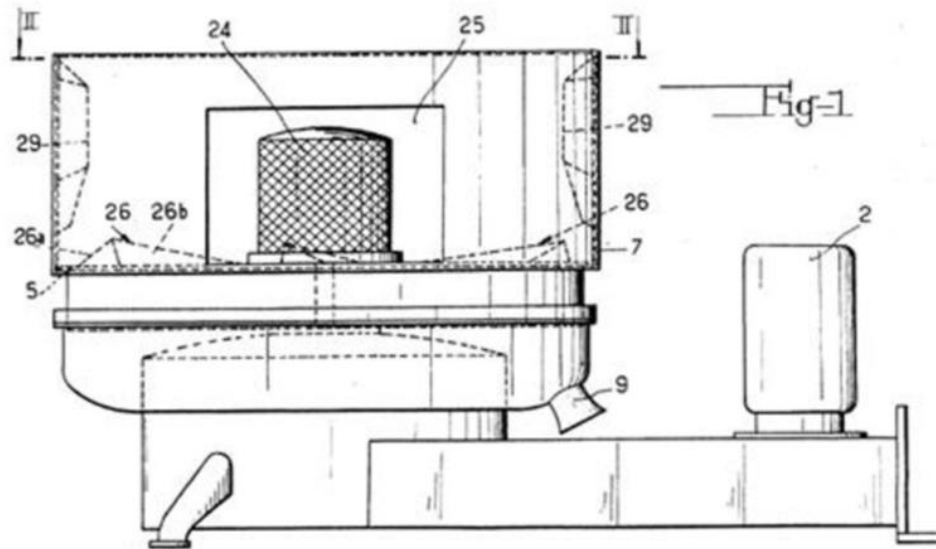
「タンク 7 は排出管 9 を備え、タンク内には、図では示されていないモータのシャフトに固定されたプレート 5 が回転式に装着されている。

プレート 5 は、その中央部分に、エンボス加工された鋼板からなる円筒要素 2 4 を含み、この要素がタンク 7 の側壁と共に環状通路 2 5 を決定している。円筒要素
10 2 4 の外側にあるプレート 5 の部分は、半径方向に向いた幾つかの突起部 2 6 を支持しており、その断面はほぼ三角形で、前面 2 6 a は、面 2 6 b よりも垂直線に対する傾斜が大きい。プレート 5 は突起部の間に穴 2 7 を含んでいる。

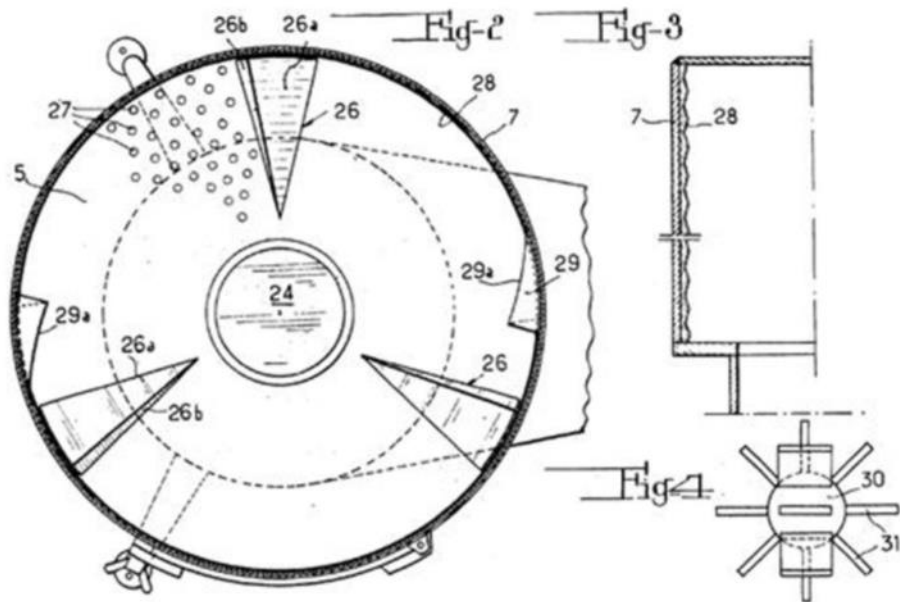
タンク 7 の方は、エンボス加工された鋼板 2 8 を内側に備えている。タンクは突起部 2 9 を有しており、その後方内面 2 9 a は湾曲し、また、その凹面はタンクの
15 内側に向いている。」

「脱毛は、たとえば蹄と同時に足または頭部をタンク 7 内に入れて、投入物に 62 – 65 °C の温水を常時かけることによって行われる。足または頭部は突起部 2 6 によって誘導かつ反転され、蹄やエンボス鋼板によって脱毛され、突起部 2 9 が全体の攪拌を保証する。毛が抜け始めたら、すなわち約 6 分後、温度を約 45 – 50 °C
20 に下げる。頭部の脱毛は約 10 分後に、足の脱毛は約 20 分後に終了する。」

(図 1)



(図 2 ～ 4)



5 イ 甲 1 発 明

前記アの記載によると、甲 1 には、次の甲 1 発 明が記載されているものと認められる。

「牛、子牛及び羊の足並びに子牛の頭と温水が投入される、排出管 9 を備えた筒

状タンク 7 と、この筒状タンク 7 内に回転可能に軸支され、足又は頭部を誘導かつ反転する突起部 2 6 が設けられた、穴 2 7 を含むプレート 5 とからなる脱毛装置において、前記筒状タンク 7 の内壁が平面視で円形状に形成され、かつ全体の攪拌を保証するための突起部 2 9 が設けられると共に、金属製でかつエンボス加工された
5 鋼板 2 8 である動物の足又は頭部の脱毛装置。」

(2) 甲 2 記載事項について（後記（第 1 図）及び（第 2 図）は、いずれも甲 2 の図である。）

ア 昭和 6 2（1 9 8 7）年 1 2 月 1 日に公開された甲 2（実願昭 6 1－7 7 5 6 7 号（実開昭 6 2－1 8 9 0 8 3 号）のマイクロフィルム）には、次の記載がある。
10 る。

（明細書 1 頁「考案の名称」）

「洗濯機槽内に波板を形設する事を特徴とした構造。」

（明細書 1・2 頁「考案の詳細な説明」）

「本考案は此の点に着目して洗濯機槽内面全体を波形状構造とする事に依り洗濯
15 効率を従来に比し飛躍的に向上せしむる目的の基に考案開発された実用新案である。」

（明細書 2・3 頁）

「つぎに上記本案の使用方法を述べる、まず洗濯機槽内面を良くから拭きして乾燥させたら本案波板本体 1 のシート紙 3 を剥離して槽内周面、すなわち四面全体に
20 波板本体 1 を貼着すればよい。

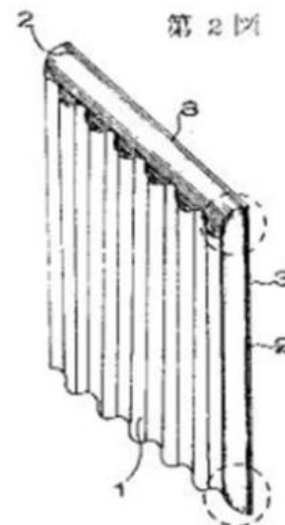
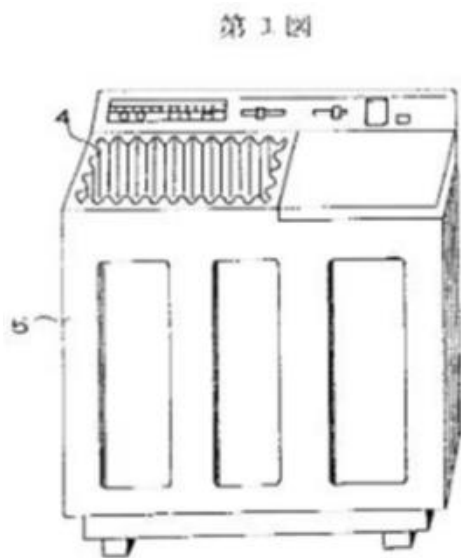
したがって従来の洗濯機にワンタッチ操作で本考案を形設できる事は非常なメリットである。

次に、電気メーカーに於て本考案を実施する場合は洗濯機製造過程のプレス工程に於て第 1 図図示の如き波状成形 4 と成るごとく成型加工すればよい。次に洗濯機
25 槽内に本考案を実施することで起生する作用効果を説明する。従来通り洗濯槽内のかくはん水流に依り攪拌される洗たく物は本考案の波板本体 1 の凹凸表面にこすら

れ乍ら漕内を循環する故、其れは恰も往時の洗濯板で丁ねいに手もみ洗いするかの如く奇麗な洗い上りで然も従来より非常に早く洗濯できる為節電と節水のメリットが発揮され非常に有用性の高い考案と謂える。」

(第1図)

(第2図)



イ 前記アの記載によると、甲2には、次の甲2記載事項が記載されているものと認められる。

「平面視で四角形である洗濯機漕内面の全体を波形状構造とし、洗濯漕内の攪拌水流により攪拌される洗濯物が波形状構造に擦られ、漕内を循環すること。」

10 (3) 甲3記載事項について(後記【図1】は、甲3の図である。)

ア 平成19(2007)年4月12日に公開された甲3(特開2007-89491号公報)には、次の記載がある。

「【技術分野】

【0001】

15 本発明は、通称ハチノスと呼ばれる牛の第2胃の洗浄作業が、第2胃の絨毛が蜂の巣の様なひだになっていることから手洗いによる作業が主体であり、効率良くひだ内部まで洗浄する機械が無かったことから、ひだ内部まで確実に洗浄を可能とし、且つハチノス表面の薄皮分離可能な構造を持つハチノス洗浄機に関するものであ

る。」

「【課題を解決するための手段】

【0004】

前述した目的を達成するため、本発明は、ハチノス2～4頭分を収納できる円筒
5 型水槽1の内部に、回転する低い円錐型回転円板2の上に中心軸と4枚の回転羽根
3を配置し、更に円筒型水槽1側面には連続した等辺三角山形の側板4を配置し、
回転円板2で強力な旋回水流を発生させる構造を有する洗浄機である。

【0005】

この構造の洗浄機の特徴は、回転する低い円錐型円板2上の回転羽根4枚の回転
10 で発生する強力な水流が、側面の等辺三角山形の側板4に当たり旋回水流となり、
水中のハチノスを旋回させつつ移動させるので、ハチノスのひだ内部の汚物を吐き
出すように洗浄する。加えてこの旋回水流は回転円板2の中心軸周りで水槽上方の
水面から下方向に向かうので水槽上水面のハチノスは、順次中心軸方向に引きつけ
られて、旋回水流に入る事が可能となるから、2～4頭分を均等に洗浄する事が出
15 来る。」

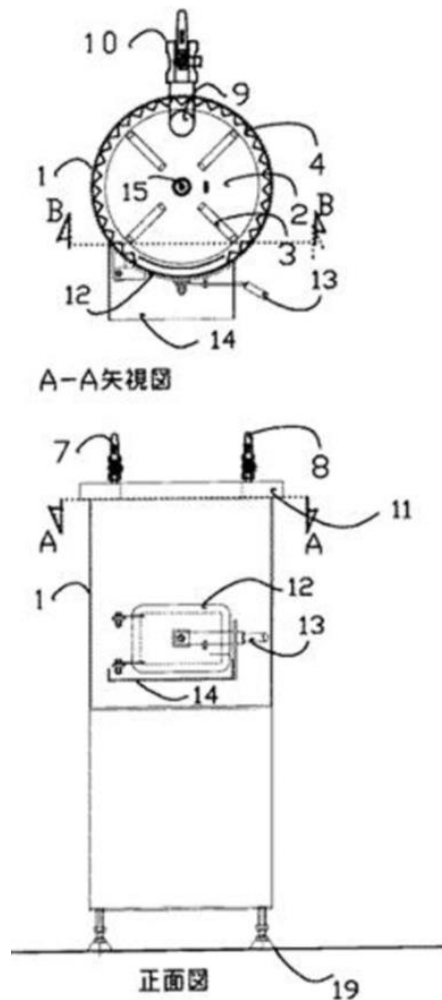
「【0011】

ハチノスの食品衛生を重視して、円筒型水槽1内部及び製品に接する部分の材質
は全てSUS製を使用する。」

「【0013】

20 本発明のハチノス洗浄機を利用する方法によれば、従来の洗浄機や手作業洗浄作
業に比べ、ひだ内部の腹糞汚物が残らない洗浄の出来た製品が得られ、且つ温湯洗
浄により表皮の剥皮機能をも発揮できる事から白色ボイルしたハチノス製品が得ら
れる効果は極めて顕著なものがある。」

【図 1】



イ 前記アの記載によると、甲 3 には、次の甲 3 記載事項が記載されているものと認められる。

5 「ハチノスのひだ内部までの確実な洗浄を可能とするハチノス洗浄機の円筒型水槽 1 の内部に、回転する低い円錐型回転円板 2 の上に中心軸と 4 枚の回転羽根 3 を配置し、更に円筒型水槽 1 側面には連続した等辺三角山形の側板 4 を配置し、かつ、円筒型水槽 1 内部の材質を S U S 製とすること。」

3 本件各発明と甲 1 発明との相違点 2 について

10 (1) 本件各発明の「水槽式」の意義

ア 本件発明 1 に係る特許請求の範囲の記載をみると、「豚足等の食肉塊と温水

が投入される筒状容器と、この筒状容器内に回転可能に軸支された攪拌体とからなる水槽式除毛装置」との記載があることから、食肉塊と温水が投入される筒状容器を「水槽」と呼んでいることがうかがえるところ、広辞苑第六版（平成２０年発行）によると、「水槽」とは「水を貯えておく大きな入れ物。みずぶね」を意味するものとされているから、特許請求の範囲の記載において、「水槽式」との文字を用いたことは、本件各発明の除毛装置が、水を溜める構造を有していることを示唆するものである。もっとも、特許請求の範囲の記載のみから、本件各発明の筒状容器が、水を溜める構造を有しているものであるか否かについては明らかではない。

イ 次に、本件明細書には、実施例として、「図１に示すように、本発明に係る食用畜肉塊の除毛装置は、豚足を収容できる直径６００mmから１０００mm位の筒状の容器（以下、水槽１という）の底部に、その中央を回転可能に軸支される回転盤２が設けられ、この回転盤２には支軸４から放射状に複数の攪拌羽根３が上方に向かって突設されており、この回転盤２によって旋回流を発生させる構造にされている。」（【００１０】）、「水槽１に投入された複数の豚足は、温水をかけながら、若しくは温水に浸漬された状態で攪拌される。すなわち、水槽１の底部で回転する回転盤２に設けられた攪拌羽根３の回転で発生する旋回流が、水槽１の豚足を旋回させながら移動させるので、豚足の畜毛を擦り切るように除毛すると共に洗浄する。加えてこの旋回流は、回転盤２の中心軸の周りで、水槽１の上方の水面から下方向に向かって対流するので、水槽１上面側の豚足は、順次中心軸方向に誘導されて、旋回流に入り、投入した複数の豚足を均しく除毛かつ洗浄することができる。」（【００１３】）、「すなわち、水槽１に投入された複数の豚足は底部で回転する凹凸状の回転盤２によって回動され、水槽１の内壁１aで摩擦抵抗を受け、内壁１aの粗地面や凹凸Sや内角Rの働きで上下動しながら、上から下に潜り込む動きをする。このとき、豚足同士が互いに擦り合って畜毛が抜ける。除毛した畜毛は回転盤２と、水槽１の隙間から排水管７を介して外部に流出される。」（【００１４】）との記載がある。これらの記載によると、本件各発明の実施例（豚足の除毛に関するもの）にお

いて、①筒状容器（水槽）に投入された豚足は、「温水をかけながら」又は「温水に浸漬された状態」で攪拌されること、②豚足を除毛する場合の態様について、④攪拌羽根の回転で発生する旋回流が、豚足を旋回させながら移動させることにより、擦り切るように除毛するとともに洗浄する場合や、⑤⑥回転盤が豚足を回動させ、豚足が内壁で摩擦抵抗を受けるなどして上下動しながら豚足同士が擦り合っ
5 て除毛され、抜けた畜毛は排水管を介して外部に流出する場合があることが認められる。そうすると、本件各発明において、上記④の場合には旋回流が発生する程度の水量があることが想定されているということができ、この水量は、筒状容器内に水を投入した後、排出するまでの間、筒状容器内に滞留する水によって確保されることになると考えられる。他方、上記⑥の場合には、筒状容器に投入された温水は、抜けた畜毛とともに排水管を介して外部に流出することが想定されており、必ずしも、筒状容器内の豚足が温水に浸漬された状態になるほど水を滞留させることを要するものではないことが認められる。もっとも、筒状容器に水が滞留するか否か、滞留するとしてどの程度滞留するかは、筒状容器に投入する水量と排出される水量との関係によって決まるものであるから、専ら⑥の態様による使用を想定する場合であ
10 っても、筒状容器内に水が滞留し得る構造であるといえる。

ウ したがって、本件各発明の「水槽式」とは、投入された水が排出されるまでの間、筒状容器（水槽）内に水を滞留させることが可能な構造を有しておれば足り、使用中には排水がされない場合はもとより、使用中に排水管を介して排水がされ、
20 投入される水量いかんにより、投入された水が直ちに排出されるような場合も含まれると解するのが相当である。

（2）本件各発明と甲 1 発明の対比

前記(1)を前提に検討すると、本件各発明は、食肉塊と温水が投入される筒状容器を構成要素とする「水槽式」除毛装置であるのに対し、甲 1 発明は、牛、子牛及び
25 羊の足並びに子牛の頭と温水が投入される、排出管 9 を備えた筒状タンク 7 を構成要素とする除毛装置である。前記 2 (1)アのとおり、甲 1（訳文 3 頁）には、「タン

ク 7 は排出管 9 を備え」との記載と、「脱毛は、…投入物に 62－65℃の温水を常時かけることによって行われる」との記載があり、「常時」かけられる温水の投入量が排水量を超える場合に一定量の温水がタンク内に滞留することは排除されていない。すなわち、甲 1 発明における排水管を有する「筒状タンク」も、「水を溜め得る構成」であることに変わりはない。そして、前記のとおり、本件各発明の「筒状容器」（水槽）が、本件明細書に記載された実施例のように排水管を備えた場合であっても、水を溜め得る構成を有することは甲 1 発明と同様であるから、結局のところ、本件審決の認定した相違点 2 は、相違点ではない。

したがって、本件審決が、相違点 2 が実質的な相違点であり、容易想到ではないと判断した点は誤りである。

4 本件各発明と甲 1 発明との相違点 3 について

(1) 甲 1 発明の筒状タンク 7 の形状について

原告は、甲 1 発明の筒状タンク 7 の形状について、平面視で内方に突出する角状突起を複数有する略円形状であると主張するが、前記 2 (1) アの甲 1 の記載によると、筒状タンクの内壁の形状は、全体として「円筒形」であり、これを平面視すると「円形状」とであると認めるのが相当である。筒状タンク 7 は、内壁部に突起部 29 を有しているが（甲 1 の図 1・2 参照）、突起部 29 は「筒状タンク 7」とは異なる要素であって筒状タンク 7 そのものではなく、突起部 29 があることにより、筒状タンク 7 自体の形状が変化しているものではない。

そうすると、筒状タンク 7 の内壁の形状について平面視で「円形状」と認定することは相当であるから、上記原告の主張は採用できない。

(2) 相違点 3 の認定について

前記(1)からすると、本件各発明と甲 1 発明は、本件審決が認定したとおり、「筒状容器の内壁が、本件発明 1 においては、「平面視で多角形状に形成される」のに対し、甲 1 発明においては、「平面視で円形状に形成される」点」（相違点 3）において相違する。

(3) 相違点 3 に係る容易想到性について

ア 甲 2 記載事項の適用

(ア) 前記 2 (2) イのとおり、甲 2 記載事項は「平面視で四角形である洗濯機槽内面の全体が波形状構造」のものであるから、洗濯機槽の内面が「平面視で多角形状に形成される」ものである。

しかしながら、前記 2 (2) アのとおり、甲 2 には、洗濯機槽内面全体の形状を波形状とすることで洗濯効率を向上させようとする技術的事項が記載されているものであって、水を溜めて洗濯物の洗濯をする機械に関するものであるのに対し、前記 2 (1) アのとおり、甲 1 発明は、牛、子牛及び羊の足の脱毛並びに子牛の頭の脱毛に用いる装置に係るものであって、その対象となるものが、甲 2 記載事項では洗濯物であるのに対し、甲 1 発明では、牛等の足及び頭であって大きく異なり、また、その目的が、甲 2 記載事項では洗濯であるのに対し、甲 1 発明では脱毛であるから、技術分野が異なるというほかない。

そして、甲 1 には、甲 1 発明において、円筒形の筒状タンクの内壁の形状を変更する動機付けに係る記載又は示唆があるということとはできない。前記 2 (1) アのとおり、甲 1 (訳文 3 頁) によれば、突起部 2 9 は、「全体の攪拌を保証する」ものとされており、筒状タンクの内壁の摩擦抵抗を利用して除毛することを目的として同突起部が設けられたことを示すような記載はない。これらに加え、甲 2 の記載からは、甲 2 記載事項において洗濯機槽を四角形としたことについての技術的意義を読み取ることはできないことも考慮すると、甲 1 発明において、円筒状の筒状タンクの内壁を甲 2 記載事項のように変更する動機付けがあると認めることはできない。

そうすると、甲 1 発明に甲 2 記載事項を適用する動機付けがあるとはいえない。

(イ) 原告は、甲 1 発明と甲 2 記載事項は、共に攪拌による旋回流の生成により処理対象物に水槽の内壁との間に摩擦抵抗を与えて処理するものであり、共通する技術分野に属すると主張するが、「洗濯機」と「牛等の足等の除毛装置」では、その需要者や取引者、さらには製造者も異なるというほかないのであって、上記原告の主

張は、発明の属する技術分野を過度に抽象化するもので不適當というほかなく、採用できない。

(ウ) したがって、当業者が、甲 1 発明に甲 2 記載事項を適用することにより、相違点 3 に係る構成を容易に想到できたと認めることはできない。

5 イ 甲 3 記載事項の適用

(ア) 前記 2 (3) イのとおり、甲 3 記載事項は「ハチノス洗淨機の」「円筒型水槽 1 側面」に「連続した等辺三角山形の側板 4 を配置」したものであって、円筒型水槽 1 の内壁を多角形としたものではないから、甲 1 発明に甲 3 記載事項を適用しても、相違点 3 に係る構成を具備することにはならない。

10 (イ) 原告は、甲 1 発明と甲 3 記載事項は共通した技術分野に属するものであって、甲 1 発明の内面に突出する角状の突起部 2 9 を有するタンク 7 の内壁を、甲 3 記載事項を適用して平面視多角形状とすることは、必要に応じて当業者ならば容易になし得るものであると主張する。しかし、前記のとおり、甲 1 には、甲 1 発明の円筒形の筒状タンクの内壁の形状を変更する動機付けに係る記載又は示唆があるということ
15 ことはできない上、甲 1 発明の突起部 2 9 は、その摩擦抵抗を利用して除毛することを目的として設けられたものとは認められないし、当該突起部がそのような機能を有することを示唆した記載も甲 1 には見当たらない。また、仮に甲 3 記載事項の側板 4 の形状をもって円筒形水槽 1 の内壁の形状に当たると解したとしても、ハチノスの「洗淨機」と牛等の足等の「除毛装置」は同じ技術分野に属するものとはい
20 えない。これらの点を考慮すると、甲 1 発明に甲 3 記載事項を適用する動機付けがあるとはいえないから、原告の上記主張は採用することができない。

(ウ) そうすると、当業者が、甲 1 発明に甲 3 記載事項を適用することにより、相違点 3 に係る構成を容易に想到できたと認めることはできない。

(4) 小括

25 したがって、当業者が、甲 1 発明において、相違点 3 に係る本件各発明の構成とすることが容易であったということとはできないから、本件各発明について、甲 1 発

明に基づく進歩性欠如の無効理由がないとした本件審決の判断に誤りはない。原告は、内壁と攪拌体を有する処理水槽において、内壁の全体形状を円筒形以外の多角形状とすることは従来周知であり、このような技術が除毛にも効果を発揮することは当業者であれば容易に予測可能であるとも主張するが、前記のとおり、甲 1 発明
5 において筒状タンクの内壁の形状を変更する動機付けが認められない以上、原告の上記主張は採用することはできない。

5 相違点 3 の認定に関する手続違背について

原告は、本件審決は、甲 1 発明の筒状容器の形状に係る原告の主張を無視し、また原告の主張が採用されない理由を示すこともなく、誤った認定をしており、
10 これが手続違背に当たると主張するが、原告の上記主張は、要するに、本件審決の相違点 3 に係る認定及び判断の誤りをいうものであって、その結論が相当であることは前記 4 のとおりである。

6 まとめ

以上のとおり、本件審決には、甲 1 発明と本件各発明との対比において、相違点
15 2 の認定に係る誤りがあるものの、相違点 3 に係る認定及び容易想到性の判断に誤りはなく、本件各発明に、甲 1 発明に基づく進歩性欠如の無効理由がないとした結論に誤りはない。

したがって、原告の主張する取消事由にはいずれも理由がない。

第 5 結論

20 以上の次第で、原告の請求は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

知的財産高等裁判所第 2 部

5

裁判長裁判官

清水響

10

裁判官

浅井憲

15

裁判官

勝又来未子

(別紙「特許公報」(甲 1 3) 省略)